

# 後期高齢者医療制度における 長寿・健康増進事業について



厚生労働省保険局高齢者医療課  
課長補佐 濱 秀樹

## 後期高齢者医療における保健事業

- 後期高齢者医療広域連合は、「健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない」とこととされている。

### 1. 健康診査

- ・対象・・・被保険者  
・実施主体・・・広域連合(47広域連合で実施)  
・財源・・・国庫補助1/3、広域連合2/3 (市町村に対し国庫補助と同額を地方交付税措置)  
※本人負担は、各広域連合で設定。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受診率	22.7%	23.7%	24.5%	25.1%	25.6%(見込み)	26%(予算)

### 2. 健康診査以外の保健事業

- 歯科健診【平成26年度から実施(17広域連合)。】  
・ 口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェック
- 重複・頻回受診者等への訪問指導【37広域連合で実施。重複投薬者について平成26年度から実施(3広域連合)。】  
・ 重複・頻回受診者、重複投薬者等に対して保健師及び薬剤師等による訪問指導を実施
- ジェネリック医薬品使用促進に向けた取組  
・ 後発医薬品利用差額通知の送付、後発医薬品希望シール・カードの作成及び配付など  
【差額通知の送付:46広域連合で実施。希望カード配布:47広域連合で実施。】
- 保健事業実施計画(データヘルス計画)【35広域連合で策定済(今年度中に全広域連合で策定予定)】  
・ 広域連合がレセプト・健診情報等の分析に基づく効率的・効果的な保健事業を実施するための計画策定

III 重点改革事項① 保険者が本来の機能を発揮し、国民が自ら取り組む健康社会の実現

生涯を通じた予防・健康づくりの推進

○現役世代からの健康づくりの推進

(1)生活習慣病予防対策(一次予防)

- ・特定健診・特定保健指導の受診率向上に向けた取組を推進し、メタボリックシンドローム該当者の減少や糖尿病有病者の増加を抑制
- ・医療機関における禁煙支援・禁煙治療や健診・保健指導における禁煙支援を一層推進、たばこ税の引上げなど

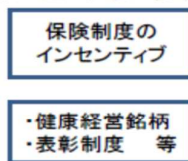
(2)生活習慣病の重症化予防対策(二次予防)

- ・データ分析に基づく、医療機関と連携した糖尿病性腎症の重症化予防(効果額:約0.2兆円)、脳卒中・心筋梗塞の再発予防など(参考資料P15「糖尿病重症化予防事業(協会けんぽの例)」、P16「広島県呉市国保の事例」参照)

インセンティブ改革(制度改革を活用・前倒し実施)

- ・個人の予防・健康づくりに向けた取組に応じてヘルスケアポイントを付与 [平成27(2015)年度にガイドライン策定・周知]
- ・予防・健康づくりなど医療費適正化に積極的に取り組む保険者を支援 [平成27(2015)年度から後発医薬品の使用促進・重症化予防など、後期高齢者支援金の加減算制度の新たな指標等を検討]
- ※データヘルスの実効性を高める保険者規模を確保する取組(参考資料P12「ドイツと日本の保険者」参照)や、保険者におけるレセプトデータ等を活用した重複受診等を防止するための保健指導等も併せて推進

【インセンティブ改革】



【関連産業の振興】



【保険者の強化】

○高齢期の疾病予防・介護予防等の推進

・高齢者の虚弱(「フレイル」)に対する総合対策

[平成28(2016)年度、栄養指導等のモデル事業を実施。食の支援等、順次拡大]

- ・「見える化」等による介護予防等の更なる促進
- ・高齢者の肺炎予防の推進(効果額:約0.1兆円)
- ・認知症総合戦略(新オレンジプラン)の推進

他にも、個別疾患対策による重症化予防も実施(例)  
・C型肝炎に対する医療費助成を通じた重症化予防(効果額:約0.1兆円)

※数字は平成32(2020)年度における医療費の適正化効果額(粗い見込み)

後期高齢者の保健事業の充実について

介護予防や認知症対策などに加え、高齢者のフレイル対策に資するよう、後期高齢者医療における保健事業についても、その取組の充実を図る。

【現状】

【充実の方向性】

① 健康診査

- 全広域連合で実施。受診率は25.1%(H25年度)。市町村等に委託。
- 基本的に腹囲測定を除き特定健診(若年者)と同じ項目。

② 健診以外の保健事業

- 健診以外に、  
・歯科健診  
・重複・頻回受診者等への訪問指導  
・ジェネリック医薬品使用促進に向けた取組 などを実施。

③ 保健事業の実施体制

- 35広域連合で保健事業実施計画を策定済(平成27年度中に全広域連合で策定予定)。

- 生活習慣病等の重症化予防、心身機能の低下に伴う疾病の予防のため、高齢者の心身の特性に応じた保健指導等の実施を推進。

◎国保法等改正法案による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律  
第125条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。  
(平成28年4月1日施行)

- 平成28年度から、栄養、口腔、服薬などの面から、高齢者の特性にあった効果的な保健事業として、専門職による支援をモデル実施。※効果検証を行い、平成30年度からの本格実施を目指す。

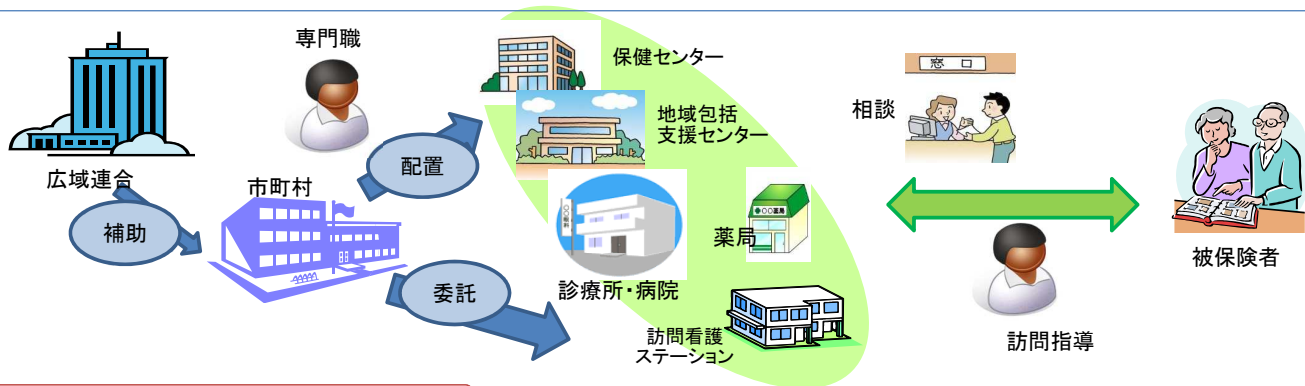
- 今年度、心身機能等の包括的なアセスメント手法、効果的な支援方法の研究を実施。

- 広域連合と介護保険の地域支援事業を行う市町村が連携を図るなど医療介護連携を推進。

# 平成27年度 特別調整交付金で実施するモデル事業

## 1 専門職による相談・訪問指導

- 体重減少や低栄養、筋量低下等による機能低下や疾病等の課題に対応するため、高齢者の特性を踏まえた重症化予防や低栄養防止などのため指導等をモデル的に実施。
- 医療的な観点から、予防のための指導等の必要性が高い後期高齢被保険者に対し、相談業務や訪問指導を実施。
- 地域の実情に応じ、既存の拠点（地域包括支援センター、保健センター、訪問看護ステーション、薬局等）を活用し、課題に応じた専門職（管理栄養士、薬剤師、歯科衛生士、保健師等）が、地域の実情に合わせ相談や保健指導等を実施。  
〈例〉
  - ・低栄養、過体重に対する栄養相談・指導
  - ・摂食等の口腔機能低下に関する相談・指導
  - ・複数受診等により服用する薬が多い場合における服薬相談・指導
  - ・健康、医療、介護等に関する困りごと相談
- 市町村への補助等により実施



## 2 在宅要介護者等への訪問健診等

- 歯科健診を受診することができない在宅被保険者に対し、誤嚥性肺炎等の疾病を予防するための歯科健診等をモデル的に実施。

